

岩手県告示第623号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和7年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 名称 紫波町城山鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成27年岩手県告示第830号）による更新後の紫波町城山鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 2（1） 名称 栃ヶ森鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成27年岩手県告示第830号）による更新後の栃ヶ森鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 3（1） 名称 栗駒鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成27年岩手県告示第830号）による更新後の栗駒鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 4（1） 名称 一関市花泉町蒲沢堤鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成27年岩手県告示第830号）による更新後の一関市花泉町蒲沢堤鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 5（1） 名称 二戸市馬仙峡鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成27年岩手県告示第830号）による更新後の二戸市馬仙峡鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 6（1） 名称 折爪岳鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成27年岩手県告示第830号）による更新後の折爪岳鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 7（1） 名称 九戸村折爪岳鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の区域の変更（令和7年岩手県告示第622号）による変更後の九戸村折爪岳鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。